

家畜の遺伝資源の保護に関する検討会(第1回)の概要について

1 日時:平成18年4月18日(火) 13:30~16:00

2 議事概要

検討会の座長に松川委員が選出され、事務局の資料説明後、委員から出された主な発言は以下のとおり。

- 海外では、宗教上の理由もあり、動物の品種を作り出し、それに特許保護を設定することがタブー視されていることを一つの状況として理解しておくべき。
遺伝子とそれによる形質が特定できた場合、遺伝子特許による保護が可能。
- 食肉の美味しさで言えば、和牛と交雑種等では、香りが全く異なることが最近明らかになっている。遺伝的にその特徴を明らかにすることで知財としての活用ができるのではないか。
- 特許権を考えると、権利者は誰で、どのような権利を得ることになるのかを考えることも重要。
- 知財の保護の手段には、①創造物の保護、②表示による保護、③秘密情報の漏洩などに対する行為規制による保護があるが、和牛の場合であれば、表示による保護は可能ではないか。
- 食肉の「和牛」表示について、家畜登録制度等と関係づけるべき。
- 表示をしっかりとすることと併せ、本当の和牛の味を消費者に覚えてもらうことも、重要なこと。
- 遺伝資源といったときに、精液だけでなく、生体雌牛や受精卵を視野に入れないといけないのではないか。
- 種苗では、①区別性、②同世代における均一性、③次の世代での安定性が、新しい品種として必要な条件になっており、実際には、同一条件による比較栽培で確認しているが、和牛(動物)では、これらで確認することはできないことを前提として検討すべき。
- 地域団体商標について、生産地を保証するだけでなく、生産を管理し品質も保証することを検討すべき。
- 次回以降、DNA関係の研究の進捗状況や品種判別について説明願いたい。

和牛の遺伝資源をめぐる状況と課題

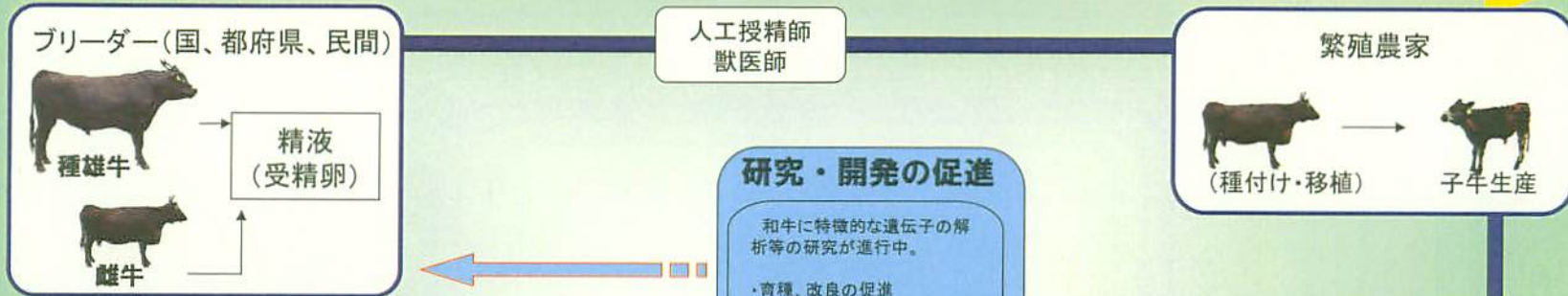
精液・生体の流出

二国間の衛生条件に基づく輸出入

○積極的な精液の流通管理の徹底。

種畜検査に合格した種雄牛以外の精液は流通しない。 家畜登録制度により、血統(品種)が管理されている。

和牛の改良増殖 (家畜改良増殖法)



○解明した遺伝子の特許の取得。
○効率的な研究の推進。

○厳格な「和牛」表示の徹底。

